

## ワシントン条約第 18 回締約国会議の結果概要について

令和元年 8 月 29 日 (木)

ワシントン条約第 18 回締約国会議が、8 月 17 日 (土) から 8 月 28 日 (水) まで、ジュネーブ (スイス連邦) で開催されました。

この会議では、国際取引が規制される種を定めている附属書の改正が審議されたほか、条約の運営事項や種の取引と保全に関する決議の採択が検討されました。

## 1. 附属書改正

53 提案について審議されました。主な附属書改正の審議結果は以下のとおり。

- (1) コツメカワウソ (*Aonyx cinerea*)  
附属書 II から附属書 I へ移行。
- (2) ビロードカワウソ (*Lutrogale perspicillata*)  
附属書 II から附属書 I へ移行。
- (3) アンナンガメ (*Mauremys annamensis*)  
附属書 II から附属書 I へ移行。
- (4) インドホシガメ (*Geochelone elegans*)  
附属書 II から附属書 I へ移行。
- (5) パンケーキガメ (*Malacochersus tornieri*)  
附属書 II から附属書 I へ移行。
- (6) サイガ (*Saiga borealis* 及び *Saiga tatarica*)  
附属書 II のままであるが、商業目的のための野生標本の輸出割当をゼロにすることとなりました。
- (7) キリン (*Giraffa camelopardalis*)  
附属書 II に掲載。
- (8) トカゲモドキ属 (*Goniurosaurus* spp.) (中国及びベトナムの個体群。13 種)  
附属書 II に掲載。日本は国内のトカゲモドキ属について、附属書 III への掲載を予定している旨を議場で表明しました。

## 2. 象牙の国内取引

全ての国の象牙の国内市場の閉鎖を求める決議案が提出されましたが、同決議案は採択されず、審議の結果、国内市場を閉鎖していない締約国に管理の取組について報告を求める決定が採択されました。

### 3. 次回の締約国会議

次回締約国会議は、令和4年（2022年）、コスタリカにおいて開催されることが決定されました。

参考：ワシントン条約附属書について

- (1) 附属書Ⅰ：絶滅のおそれのある種であって取引による影響を受けており、または受けることのあるもの。商業取引を原則禁止。
- (2) 附属書Ⅱ：現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの。輸出国の許可を受けて商業取引を行うことが可能。
- (3) 附属書Ⅲ：いずれかの締約国が、自国内の種の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの。当該種を掲げた国と当該種について取引を行う場合、許可を受けて行う。

参考：附属書の改正に伴う国内対応について

附属書の改正については、改正が採択された令和元年（2019）年8月28日から起算して90日目の令和元年（2019年）11月26日に効力が生ずる。新たに附属書Ⅰに掲載された種については、改正附属書の発効と同時に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」第4条に基づき国際希少野生動植物種に指定し、国内流通規制の対象とする予定。

# 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）について

令和元年 9 月 26 日（木）

本年 8 月に開催された絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）第 18 回締約国会議における附属書改正の結果等を受け、国際希少野生動植物種の指定等を行うため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案を検討しています。

本件について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和元年 9 月 26 日（木）から令和元年 10 月 25 日（金）までの間、パブリックコメントを行います。

## 1. 背景

環境省では、ワシントン条約第 18 回締約国会議における附属書改正の結果等を受け、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成 5 年政令第 17 号）の一部を改正することとしています。具体的には、野生動植物の国際取引規制の実効性を確保するため、新たに附属書 I に掲載された *Aonyx cinerea*（コツメカワウソ）他 15 種（亜種を含む）を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で規定する国際希少野生動植物種として指定するとともに、附属書 I から削除された *Leporillus conditor*（コヤカケネズミ）他 3 種を国際希少野生動植物種から削除する等の改正を行います（添付資料 1）。

これらの案について、広く国民の皆様の御意見を募集するため、パブリックコメントを行います。

## 2. 意見募集の対象

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案（添付資料 1 参照）

## 3. 意見募集要領

御意見のある方は、添付資料 2 「意見募集要項」に沿って郵送、FAX 又は電子メールにて御提出願います。意見募集要項に沿っていない場合、無効となる場合がありますので御注意願います。なお、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

### （参考）国際希少野生動植物種

国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。ワシントン条約附属書 I 掲載種（我が国が留保している種を除く）及び渡り鳥等保護条約に基づき相手国から通報のあった種を指定。

## 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する 政令案の概要

本年8月に開催されたワシントン条約第18回締約国会議において、同条約附属書の改正が行われたことを受け、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。以下「施行令」という。）について以下の改正を行う。

### 1 国際希少野生動植物種の追加及び削除等について

国際取引により絶滅のおそれが生じていること等により、以下の16種(亜種を含む)を附属書Iに掲載することが決定された。これを踏まえ、当該16種を、国際希少野生動植物種として施行令別表第2の表2に追加する。

<b>FAUNA 「動物界」</b>	
MAMMALIA 「哺乳綱」	
CARNIVORA 「食肉目」	
Mustelidae 「いたち科」	<i>Aonyx cinerea</i> (コツメカワウソ) <i>Lutrogale perspicillata</i> (ビロードカワウソ)
<b>AVES 「鳥綱」</b>	
GRUIFORMES 「つる目」	
Gruidae 「つる科」	<i>Balearica pavonina</i> (カンムリヅル)
<b>REPTILIA 「爬虫綱」</b>	
SAURIA 「とかげ亜目」	
Agamidae 「きのぼりとかげ科」	<i>Ceratophora erdeleni</i> (ケラトフォラ・エルデレニ) <i>Ceratophora karu</i> (ケラトフォラ・カル) <i>Ceratophora tennentii</i> (ケラトフォラ・テンネンティイ) <i>Cophotis ceylanica</i> (セイロンオマキキノボリアガマ) <i>Cophotis dumbara</i> (コフォティス・ドゥムバラ)
Gekkonidae 「やもり科」	<i>Gonatodes daudini</i> (ダウディンイロワケヤモリ)
<b>TESTUDINES 「かめ目」</b>	
Geoemydidae 「いしがめ科」	<i>Cuora bourreti</i> (ラオスモエギハコガメ) <i>Cuora picturata</i> (カンボジアモエギハコガメ) <i>Mauremys annamensis</i> (アンナンガメ)
Testudinidae 「りくがめ科」	<i>Geochelone elegans</i> (インドホシガメ) <i>Malacochersus tornieri</i> (パンケーキガメ)
<b>INSECTA 「昆虫綱」</b>	
LEPIDOPTERA 「ちょう目」	
Papilionidae 「あげはちょう科」	<i>Achillides chikae hermeli</i> (アキルリデス・キカエ・ヘルメリ) <i>Parides burchellanus</i> (パリデス・ブルケルラス)

(2) 国際希少野生動植物種の削除

下表に示す4種は、ワシントン条約第18回締約国会議において、国際取引が種の存続に対する脅威となっているか、その可能性があるという証拠がないことなどから、附属書Iから削除することが決定された。

<b>FAUNA</b>	「動物界」	
MAMMALIA	「哺乳綱」	
RODENTIA	「齧歯目」	
Muridae	「ねずみ科」	<i>Leporillus conditor</i> (コヤカケネズミ) <i>Pseudomys fieldi praeconis</i> (シャークベイネズミ) <i>Xeromys myoides</i> (クマネズミモドキ) <i>Zyomys pedunculatus</i> (マクドネルイワネズミ)

以上を踏まえ、施行令別表第2の表2から、以下を削除することとする。

- 1) 表2の第一の一の力の(2)ねずみ科の1の項*Leporillus conditor* (コヤカケネズミ)
- 2) 表2の第一の一の力の(2)ねずみ科の2の項*Pseudomys fieldi praeconis* (シャークベイネズミ)
- 3) 表2の第一の一の力の(2)ねずみ科の3の項*Xeromys myoides* (クマネズミモドキ)
- 4) 表2の第一の一の力の(2)ねずみ科の4の項*Zyomys pedunculatus* (マクドネルイワネズミ)

(3) 既存の国際希少野生動植物種(2種)における一部の個体群の運用の変更

現在、国際希少野生動植物種に指定されている種のうち、一部の個体群について個体数の増加が認められること等から附属書Iから附属書IIに移行したものについて、これらの個体群を、登録を受ければ国内で流通させることができるものとして、以下のとおり、登録対象個体群に追加する(施行令別表第6)。

○今回追加等する登録対象個体群(下線、取り消し線部分が変更箇所)  
(別表第6)

種名	個体群	個体等
<i>Vicugna vicugna</i> (ビクーナ)	アルゼンチンのカタマルカ県、フフイ県、ラ・リオハ県、サルタ県及びサン・ホアン県、ボリビア、チリの <u>アリカ・パリナコタ州及びタラパカ州</u> 、エクアドル並びにペルーの個体群(アルゼンチンのラ・リオハ県、サルタ県又はサン・ホアン県の個体群にあっては、半ば人の管理下に置かれた個体群に限る。)	毛、毛を材料として製造された加工品(皮を材料として製造されたものを除く。)

<i>Crocodylus acutus</i> (アメリカワニ)	コロンビアのシスパタ湾マングローブ統合管理地区及び、キューバ及びメキシコの個体群	個体、加工品
-----------------------------------	------------------------------------------	--------

## 2 分類・学名等の変更

ワシントン条約第 18 回締約国会議で承認された最新の分類・学名及び和名に関する最新の知見等に基づき、施行令別表第 2 の表 2 の分類、学名及び和名の変更並びに別表内の配列について、所要の見直しを行う。

分類群	現行の附属書の学名・分類	改正後の附属書の学名・分類	附属書の改正内容
<動物界>			
昆虫綱 ちょう目 あげはちょう科	<i>Papilio chikae</i> (ルソンカラスアゲハ)	<i>Achillides chikae chikae</i> (ルソンカラスアゲハ)	種から亜種に分類を変更するとともに学名を変更する。

## 3 その他

そのほか、罰則に関する所要の経過措置を置く。